

カメラ映像機器工業会

入会金、会費及び理事会員特別負担金に関する規則

一般社団法人
カメラ映像機器工業会

(目的)

第1条 本規則は、本会の会員が納付すべき入会金、会費及び理事会員特別負担金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 本会に入会しようとする者は、以下の入会金の額に消費税額を加算した合計額を、入会希望日の属する月の前月末日までに銀行振込にて本会に納付しなければならない。但し、特別会員については、入会金の納付を要しない。

(1) 正会員 20万円

(2) 賛助会員 5万円

2. 前項に定める入会金の額を変更する場合には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第146条に従い総会決議により定款第16条第1項を変更しなければならない。

(会費)

第3条 会員が負担すべき会費の額は、以下のとおりとする。但し、特別会員については、会費の納付を要しない。

(1) 正会員 月額10万円

(2) 賛助会員 月額2万5千円

2. 前項に定める会費の額を変更する場合には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第146条に従い総会決議により定款第16条第2項を変更しなければならない。

3. 会員は、毎月末日限りにて翌月分の会費の額に消費税額を加算した合計額を、銀行振込にて本会に納付しなければならない。また、事業年度の途中において入会する会員は、入会希望日の属する月の前月末日限りにて入会希望日の属する月分の会費の額に消費税額を加算した合計額を、銀行振込にて本会に納付しなければならない。

(理事会員特別負担金)

第4条 理事会員特別負担金とは、各事業年度の事業計画案及び予算案に基づいて理事会において定められるものであって、正会員の会費に加算し理事会員のみが負担する会

費をいう。理事会は、理事会員特別負担金の額を適宜定めることができる。理事会は、本会の一般管理費の節減及び収益事業の健全な運営を通じ、理事会特別負担金の額の引き下げに努めなければならない。

2. 理事会員は、別表の「理事会員区分と理事会員特別負担金」により自己の理事会員区分を求め、当該区分を本会の毎事業年度末までに事務局に申告するものとする。理事会は、理事会員に対して当該区分を確認する帳票類の提出を要求してはならない。理事会員は、毎月末日限りにて翌月分の理事会員特別負担金の額に消費税額を加算した額を、銀行振込にて本会に納付しなければならない。

3. 理事会は、本条第1項により理事会員特別負担金の額を変更したときは、これに応じて別表を変更しなければならない。

(会費等の不返還)

第5条 退会又は除名により会員たる地位を喪失した者は、本会に対して既に支払った入会金、会費及び理事会員特別負担金の払い戻しを請求できない。

(会費及び理事会員特別負担金の合計の上限)

第6条 一理事会員が負担する会費と理事会員特別負担金の月額合計(消費税額を除く。)は、167万円を上回らないものとする。

(海外会員による会費等の送金)

第7条 海外会員は、海外からの入会金、会費及び理事会員特別負担金の本会への送金に当たっては、本会受領時の手取額が本規則に定められた日本円の額となるよう、当該会員の費用負担にて為替換算し、かつ、送金手続を行うものとする。

(規則の改廃)

第8条 本規則の改廃は、第2条に定める入会金の額の変更及び第3条に定める会費の額の変更を除き、理事会の決議をもってこれを行う。

附則

第1条 本規則は、本会設立の日から発効する。

第2条 本会設立時の最初の正会員(理事会員を含む)及び賛助会員は、本会設立の日から30日以内に、自己の負担すべき入会金の額、本会設立の日の属する月及びその翌月分の会費の額並びに理事会員特別負担金の額に消費税額を加算した合計

額を、銀行振込にて本会に納付しなければならない。

平成14年7月1日発効

平成21年1月27日改正

平成23年5月24日改正

別表. 理事会員区分と理事会員特別負担金

単位：千円（消費税含まず）

理事会員区分	対象製品等総出荷額区分* (年額)	理事会員特別負担金 (月額)	会費 (月額)	会費、理事会員特別負担金合計 (月額)
A1	130,000,000超	1,570	100	1,670
A2	100,000,000～130,000,000	1,150	100	1,250
A3	70,000,000～100,000,000	730	100	830
A4	50,000,000～70,000,000	570	100	670
A5	30,000,000～50,000,000	400	100	500
A6	20,000,000～30,000,000	230	100	330
A7	15,000,000～20,000,000	190	100	290
A8	13,000,000～15,000,000	150	100	250
A9	13,000,000以下	110	100	210

注1) 総出荷額とは、国内販売額（税抜製販価格）と輸出額（FOB）の暦年年間合計額をいう。

注2) 対象製品等とは、以下の製品をいう。

銀塩カメラ、デジタルカメラ並びにこれらの関連装置（レンズ※、付属品、部品等を含む）、機器及びソフトウェア等。

※ 映像を取り込む機能のうち、主たる機能として静止画を撮るレンズユニットを含む。

2007年1月30日改定